

保育所「最低基準」職員配置の改善と保母の労働条件の改善を
求める意見書

このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、大蔵大臣、厚生大臣、自治大臣に
意見書を提出する。

平成四年十二月二十四日提出

提出者	三朝町議会議員	政門正
賛成者	三朝町議会議員	御船征夫
賛成者	三朝町議会議員	倉本良人
賛成者	三朝町議会議員	徳田一彦
賛成者	三朝町議会議員	藤井佳夫

平成四年拾貳月拾四日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

保育所「最低基準」職員配置の改善と保母の労働条件の
改善を求める意見書

今日、働く女性が激増するいっぽうで、出生率が低下しつづけ、子どもを健やかに生み育てる環境づくりは大きな社会問題となっている。

保育所は、働く保護者にはもとより、家庭で子育てをしている保護者にとっても大切な施設として活用がひろがっている。

政府が「保育の多様化ニーズに応える」として一時的保育事業、夜間延長保育、長時間保育サービス、育児リフレッシュ支援事業、途中入所対策など次々打ち出している新しい施策の費用は、保育所運営の基本財政となる措置費に組入れられず、すべて補助金事業によるため、現在の保育所「最低基準」に示されている職員配置では、住民の多様なニーズに応える保育の実施は困難である。また、保育所職員の人手不足は深刻である。

地方自治体の保育施策推進にあたっては、国の職員配置基準の改善、職員の労働条件改善・賃金の引き上げが求められている。よって、当議会は政府に対して次の事項について、その実現を強く求めるものである。

一 保育所最低基準の職員配置基準を大幅に改善すること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成四年十二月二十四日

鳥取県三朝町議会